

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（118）」

2. 日時：平成29年4月14日 10時10分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 7階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、
村上安全審査官、大塚安全審査官、高嶋原子力規制専門員、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他14名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち外部火災影響評価について、防潮堤の設計が変更になったため、防火帯の設計を変更するとともに外部火災影響評価を見直す旨の説明があった。

これに対し、原子力規制庁から、評価見直しに伴う今後の工程の見通しについて示すよう求めるとともに、事業者として方針を確定させた上で詳細な説明をするよう求めた。

これに対して、日本原子力発電から了解した旨の回答があった。

（2）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第8条 火災による損傷の防止」について、これまでの審査会合及びヒアリングにおける指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するもの（以下「複合体」という。）の設計の妥当性確認における試験について、当該試験条件が発電所内のケーブル敷設状態の全てを網羅した代表性のあるものであることを整理して説明した資料を提出すること。
- 外部火災耐延焼性試験評価について、先行プラントと比較した事項、自社で評価した事項を明確にした上で整理して説明した資料を提出すること。
- 既延焼防止材の複合体への影響について、延焼防止材が塗布されていることによる複合体の機能への波及的影響について整理して説明した資料を提出すること。
- 先行プラントと東海第二の違いについて、論点抽出の観点から東海第二の特

徴を踏まえて整理して説明した資料を提出すること。

- 複合体の難燃性能に係る設計の妥当性確認のうち複合体の施工が不完全な状態を仮定した場合の確認について、その目的、方針等を明確にした上で整理して説明した資料を提出すること。
- 複合体の施工が不完全な状態の延焼性について、難燃ケーブルに対する優劣についてどのように考慮し評価したのか整理して説明した資料を提出すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 防潮堤（セメント固化盛土構造の区間）の構造変更による外部火災評価への影響と今後の審査における取扱いについて
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について＜複合体の設計とその妥当性確認について＞
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）